

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(死亡等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者又は法第57条第1項の規定による届出をした者（以下「許可業者等」という。）が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては、清算人）は、当該許可業者等が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては、解散の日）から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第56条第1項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、<u>相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可業者等の地位を承継する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(死亡等の届出)</p> <p>第6条 許可を受けた者又は法第57条第1項の規定による届出をした者（以下「許可業者等」という。）が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては、清算人）は、当該許可業者等が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては、解散の日）から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、法第56条第1項（法第57条第2項において<u>読み替えて</u>準用する場合を含む。）の規定により許可業者等の地位を承継する<u>者がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。